

昭和59年11月1日

通商産業局商工部長 殿

通商産業省産業政策局消費経済課長

前払式特定取引業者等に対する指導監督の強化について

許可業者から割賦販売法第18条の4第1項（第29条の6において準用する場合を含む。）の規定に基づき毎基準日に係る基準額についての前受金保全措置の届出があった場合、同法第19条第1項（第29条の6において準用する場合を含む。）の規定に基づき変更の届出があった場合及び同法施行規則第24条第1項から第3項までの規定に基づき報告書の提出があった場合には、単に書類を受理するだけでなく、当該業者の業況等についてヒアリングを行って下さい。

特に、下記に掲げるような事項については、その原因等についてただすとともに、必要に応じ同法第44条の規定に基づいて特別に立入検査を行って下さい。

なお、上記のヒアリング及び立入検査の結果については、その都度速やかに本省あて報告して下さい。

別 記

記

1. 前受金残高及び契約件数が急激に変化している場合
2. 売上高に比し、売掛金が増加している場合
3. 赤字欠損が生じている場合（特に、繰延費用を計上しても赤字欠損の場合）
4. 借入金が増加している場合（特に、高金利による支払利息が顕著な場合）
5. 過大と思われる設備投資がなされている場合
6. 貸付金の貸付先等が不明な場合
7. 不明確な勘定科目が存在する場合
8. 著しい特別利益又は損失がある場合
9. 役員の大額な交替が行われた場合
10. その他経理処理に不明確な点が認められる場合